

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

5月11日発行

Vol.545



さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・福島県沖地震に伴う派遣職員帰任式 ----- 2
- ・小高区退任行政嘱託員感謝状贈呈式 ----- 2
- ・相馬野馬追振興春季競馬大会 & ノマハラマルシェ ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 6
- 双葉町 ----- 13

●新潟県

- ・ワクチン・検査パッケージ等のためのPCR検査所について --- 19
- ・新潟県三条地域振興局農業振興部会計年度任用職員（一般）募集 ----- 20

新潟県新型コロナ 受診・相談センター 番号間違いに注意!!

☎ 025-385-7634

☎ 025-385-7541

☎ 025-256-8275

毎日24時間対応（土日・祝日含む）

4/23 土

浪江町Facebook
「つながろう なみえ」から

2年越しの花火大会を 浪江町で開催

4月23日・24日、Jヴィレッジにて「ももクロ春の一大事2022」が開催され、4月23日の夜には浪江町で「夜桜を見る会～花火大会～」が開催されました。



11ページをご覧ください。

4/27 水

福島県沖地震に伴う派遣職員帰任式

4月27日、市役所本庁舎において、3月16日に発生した福島県沖地震に伴う派遣職員の帰任式を執り行いました。

市では、今回の地震に伴い、全国の交流自治体などに対し、家屋等のり災申請の受付および調査の応援を要請し、15の自治体から121人の職員を派遣いただきました。派遣職員の皆様のご協力により4月末で一次調査が終了する見込みとなりました。

帰任式では、市長から派遣職員の皆様へ改めて御礼を述べさせていただき、その後、記念撮影を行いました。

〈協力いただいた自治体（着任順）〉

福島県、北海道名寄市、兵庫県神戸市、東京都青梅市、茨城県守谷市、群馬県大泉町、新潟県小千谷市、青森県青森市、岐阜県各務原市、群馬県太田市、埼玉県戸田市、茨城県日立市、茨城県常総市、東京都町田市、東京都国分寺市



4/26 火

小高区退任行政嘱託員感謝状贈呈式

4月26日、小高区の浮舟文化会館で退任される行政嘱託員へ感謝状を贈呈しました。今回退任される行政嘱託員は15人で、下浦行政区の黒木氏が代表で門馬市長から感謝状を受け取りました。



4/29



第77回相馬野馬追振興春季競馬大会 & ノマハラマルシェ

4月29日に、相馬野馬追執行委員会主催による第77回相馬野馬追振興春季競馬大会が雲雀ヶ原祭場地で開催されました。

相馬野馬追の振興と乗馬技術の向上を目的とした本大会では、ジャッキースタイルに身を包んだ騎馬武者たちが優勝を競いました。

同時に開催されたノマハラマルシェでは、馬にちなんだ雑貨の販売などが行われ、親子連れなど多くの来場者で賑わいました。





南相馬市からのお知らせ

第10回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭を開催します

5月10日HP更新

東日本大震災で犠牲となった人々を慰霊し、震災の経験や教訓をいつまでも忘れず後世に継承するとともに、津波を緩衝するための「いのちを守る緑の防災林」をつくっています。

この防災林には、市民の思いや祈りを込めて南相馬の木々を植樹し、「鎮魂の森」を築きます。未来へつなぐ「災害からいのちを守る森」づくりです。

南相馬市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会では、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ植樹祭を開催します。

参加にあたり、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン及び植樹祭変更規定」をよくお読みいただき、内容を確認したうえで、ご参加いただきますようお願いいたします。



▶ 感染症対策ガイドライン及び植樹祭変更事項 [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/22/20220428_guideline_0428_2.pdf



とき

6月5日（日）正午開会（午前11時受付開始）

注意 雨天決行・荒天中止

新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。

ところ

南相馬市小高区塚原地内（海岸防災林）

ゲスト

ルー大柴さん

MCの高橋万里恵さんとの楽しいトークで会場を盛り上げます。

内容

- 募集人数 2,000人
- タブノキ、アカガシなど植樹本数 18,000本

次ページへ続きます

服装・持ち物

汚れてもよい服と靴（または長靴）、帽子、リュックサック、軍手、ハンドシャベル、雨具（かっぱ）、タオル、飲み物、マスク

注意 現場は沿岸で風が強く、また天候により寒暖の差が大きくなります。気温に合わせて着脱可能な服装でお越しください。

申込方法

▶ 第10回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭の申し込みフォーム

https://www.city.minamisoma.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/219?page_no=18081



または、申込書に必要事項を記入のうえ、持参・ファクス・郵送・電子メールでお申し込みください。

▶ 第10回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭申込書 [Excel]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/22/20220425_moushikomi_syokujusai.xlsx

【申込先】

南相馬市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会事務局
（南相馬市経済部農林整備課内）

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

FAX 0244-23-7420

E-mail norinseibi@city.minamisoma.lg.jp



南相馬市鎮魂復興市民植樹祭とは

東日本大震災で犠牲になった人々を慰霊し、震災の経験や教訓をいつまでも忘れず後世に継承する場をつくとともに、津波を緩衝するための「いのちを守る緑の防災林」の実現を目指し、市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会が、毎年、開催するものです。

平成30年6月に当市を会場に天皇皇后両陛下ご臨席のもと開催された「第69回全国植樹祭」の理念を引き継ぎ、復興へ力強く歩み続ける当市の姿と、国内外から寄せられた支援への感謝の気持ちを発信します。



問い合わせ

経済部 農林整備課 林業係

TEL 0244-24-5378



浪江町からのお知らせ

令和4年度第1回浪江町営住宅入居者募集

5月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 5月募集のお知らせ [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16038.pdf>

募集期間

5月9日（月）～5月20日（金） ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	2
			2LDK	一般住宅	1
	請戸住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	0
			2LDK	一般住宅	0
福島再生賃貸 住宅	幾世橋集合 住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	2
			1LDK	優先住宅 注意	1
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	0

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(65歳以上の高齢者、障がい者、要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地は家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地は家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます

申込資格

住宅の種別により申込資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面で確認してください。
- 市町村の税の未納がないこと
- 過去に町営住宅に入居していたことがある場合、家賃に未納がないこと
- 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】（幾世橋住宅団地・請戸住宅団地）

平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方で、次のいずれかに該当する方

- 町内に居住する住宅がない方（申込者名義の住宅がない）
- 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】（幾世橋集合住宅）

世帯の年間所得の月額が487,000円を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- 浪江町に移住する方

【町営住宅】（御殿南住宅）

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- 世帯の年間所得の月額158,000円 **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額214,000円

募集要項

【災害公営住宅】

- ▶ 幾世橋住宅団地募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16030.pdf>



- ▶ 請戸住宅団地募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16031.pdf>



次ページへ続きます 

【福島再生賃貸住宅】

- ▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16032.pdf>**【町営住宅】**

- ▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16033.pdf>**申込方法**

申込書に必要書類を添付して提出してください。

- ▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16034.pdf>

- ▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>

- ▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>

- ▶ 退職証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>

※諸事情により申込後に辞退するとき

- ▶ 町営住宅入居辞退届 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>**申込先**【窓口・郵送】 住宅水道課住宅係 ※期間内必着
〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 各出張所（福島・二本松・いわき）

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

児童手当制度変更のお知らせ

5月9日HP更新

児童手当法などの一部改正に伴い、6月から児童手当の制度が一部変更になります。

▶ 児童手当リーフレット [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16122.pdf>



特例給付の支給に係る「所得上限額」が設けられます

(1) 所得が「所得上限限度額」以上となったとき

令和4年10月支給分（令和4年6月から令和4年9月分）から、児童を養育している方の所得が以下の表の「所得上限限度額」以上のとき、児童手当などは支給されません。

(2) (1)の後に、所得が「所得上限限度額」を下回ったとき

児童手当などが支給されなくなった後に、所得が「所得上限限度額」を下回ったときには、改めて認定請求書の提出が必要となります。

(単位：万円)

扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年度末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額未満のときは「児童手当」を、所得制限限度額以上所得上限限度額未満のときは「特例給付（児童一人当たり月額5,000円）」を支給します。

※ 扶養親族等の数は、所得税法の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設入所の児童を除く）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。なお、扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は1人につき38万円（老人扶養親族の場合は44万円）を加算した額となります。

次ページへ続きます 

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で計算します。

現況届の提出が原則不要となります

令和4年度分の現況届から、受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を原則不要とします。

ただし、次に該当する人は、引き続き現況届の提出が必要となります。

■現況届の提出が必要な人

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地以外から児童手当を受給している。
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない。
- 離婚協議中の配偶者と別居している。
- 法人である未成年後見人、施設などの受給者
- その他、浪江町から提出の案内があった人

※ 現況届が必要な人には浪江町から送付します。

■各種事項に変更があったときは届出が必要です

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他市町村や海外への転出を含む）
- 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

問い合わせ

教育委員会事務局 子育て支援係

TEL 0240-34-0252

2年越しの花火大会を浪江町で開催

4月23日・24日、Jヴィレッジにて「ももクロ春の一大事2022」が開催され、4月23日の夜には浪江町で「夜桜を見る会～花火大会～」が開催されました。

会場となった道の駅なみえには、町民の皆さんやモノノフ（ももいろクローバーZのファン）の皆さんなど約850人が訪れ、音楽に合わせてあがる花火を楽しみました。

今回の花火大会は、令和2年4月に開催予定だった「夜桜を見る会」が復活したもので、ゲストトークとして、ももいろクローバーZや浪江女子発組合のメンバーなどが招かれ、会場を盛り上げていました。
(情報統計係 及川)



浪江町民の避難状況（4月30日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	55	長野県	54
青森県	42	岐阜県	18
岩手県	36	静岡県	52
宮城県	925	愛知県	37
秋田県	40	三重県	7
山形県	113	滋賀県	5
茨城県	965	京都府	33
栃木県	450	大阪府	63
群馬県	134	兵庫県	24
埼玉県	650	奈良県	6
千葉県	557	和歌山県	-
東京都	802	鳥取県	-
神奈川県	415	島根県	4
新潟県	283	岡山県	23
富山県	15	広島県	9
石川県	25	山口県	1
福井県	8	徳島県	1
山梨県	37	香川県	6

【福島県内市町村別】

都道府県	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
愛媛県	10	福島市	2,290	天栄村	1	三春町	73
高知県	4	会津若松市	189	下郷町	3	小野町	11
福岡県	21	郡山市	1,651	南会津町	8	広野町	50
佐賀県	4	いわき市	3,073	北塩原村	3	檜葉町	19
長崎県	11	白河市	255	西会津町	4	富岡町	28
熊本県	6	須賀川市	137	磐梯町	4	川内村	4
大分県	5	喜多方市	18	猪苗代町	20	大熊町	6
宮崎県	10	相馬市	412	会津坂下町	20	双葉町	-
鹿児島県	8	二本松市	938	金山町	1	浪江町	1,290
沖縄県	19	田村市	74	会津美里町	9	葛尾村	5
国外	13	南相馬市	1,909	西郷村	119	新地町	80
合計	6,006	伊達市	105	泉崎村	7	飯舘村	2
(前月 6,000)		本宮市	458	中島村	2	県内	1
		桑折町	131	矢吹町	36	合計	13,723
		国見町	25	棚倉町	7	(前月 13,758)	
		川俣町	51	塙町	3	避難者総数	
		大玉村	178	石川町	5	19,729	
		鏡石町	7	古殿町	1	(前月 19,758)	

こども園と小中学校で地震・津波を想定した避難訓練が行われました

4月28日、浪江にじいろこども園となみえ創成小中学校で地震と津波を想定した避難訓練が行われました。

地震発生時はまずは身を守ることからはじまり、安全を確保したうえで屋外へ！そこから津波被害のおそれのない場所まで、ルートを確認しながら避難を行いました。

安全な場所まで移動したら、そこで保護者も参加しての引渡し訓練です。訓練だったため、保護者の顔を見ると笑顔で駆け寄る園児、児童生徒。



災害が起きないことが1番ですが、この笑顔を守るためにも、教職員一丸となって、常日頃から備えていきます。

また、園児、児童生徒一人一人がその意識をもって、少しでも行動ができるように継続して防災教育に取り組んでいきます。

訓練を見守っていただきました浪江消防署のみなさまにも感謝します。

(浪江町教育委員会 学校教育係 吉田)





双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ（町長メッセージ）

5月1日HP更新

新年度がスタートしてから1カ月が過ぎ、木々の緑が目には鮮やかな5月に入りました。

3月16日の深夜、マグニチュード7.4、最大震度6強の地震が福島県沖で発生しました。地震発生直後より町災害対策本部会議を設置し、町内で準備宿泊されている世帯の安否確認や被害状況の把握、避難所の設置などについて確認を行うなど、緊急時の対応にあたりました。

国外に目を向けるとロシアによるウクライナへの軍事侵攻が2月24日から始まり、一般市民を巻き込む理不尽なロシア軍の攻撃は、国際秩序に深刻な打撃を与えるとともに、テレビの映像を通して戦争の悲惨さに驚愕し、改めて「平和」や「命」の大切さを考えさせられます。

新型コロナウイルス感染症については、まん延防止等重点措置が解除になったものの、未だに感染者が減らず、第7波への移行が懸念されております。町民の皆さまにおかれましては、3回目のワクチン接種を終えても気を緩めることなく引き続き感染防止対策をお願いいたします。

3月25日には、ふるさと喪失に対する現在の原子力損害賠償が被災者に寄り添っていないということから、最高裁の上告受取申立を不受理とする決定により原判決が確定したことを受け、双葉町では町議会とともに東京電力ホールディングス株式会社小早川智明代表執行役社長宛てに確定判決と同等の額で町内に居住していた全ての町民への支払いを速やかに行うこと、支払いに向けた損害賠償スキームを早急に構築し、受付を開始することを強く要求しました。

さて、新年度のスタートとなる4月1日には、いわき事務所において平岩邦弘副町長の選任、館下明夫教育長の任命、及び職員辞令交付式を行いました。新規採用職員3名と国、県よりの派遣職員が加わり業務を開始しました。さらに今年度も引き続き神奈川県から3名、新潟県柏崎市、茨城県北茨城市、東海村、宮城県女川町から各1名ずつ、双葉町の現状をご理解いただいた自治体から、町の復旧・復興と町民の皆さまの生活支援などの課題解決のために職員を派遣していただきました。

職員に対しては、今年度は6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と町民帰還という歴史的に大きなスタートを切る激動の1年になるが、職員一人ひとりが自覚を持って取り組んでいこう訓示しました。

次ページへ続きます 

4月7日には、埼玉県加須市の大橋良一市長が退任のあいさつにいわき事務所を来庁されました。大橋市長には、双葉町が埼玉県加須市に避難して以来物心両面にわたり多大なご支援をいただき、大橋市長からの「最後の一人になるまで支援していきます」との心強いお言葉は、今でも心の支えとなっております。平成28年には友好都市の盟約を締結し、現在でも加須市には約400人の町民が避難生活を送っており、心から感謝を申し上げますとともに、双葉町の復興にまい進していくこととお誓い申し上げます。

新年度もコロナ禍が続く中でのスタートとなりましたが、6月以降の特定復興再生拠点区域の避難指示解除等へ向けて連休明けから住民説明会等を県内外11会場で開催し、町民の皆さまのご意見、ご要望をお伺いいたしますので、お近くの会場へお出かけくださいようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

住民説明会の開催について

4月28日HP更新

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会の開催について

町では、令和4年6月以降に特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標に復興復旧のさまざまな取り組みを進めているところです。

町としましては、双葉町放射線量等検証委員会の特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況に関する最終報告を踏まえ、また同区域内の生活環境の整備状況から、復興再生拠点区域の避難指示の解除を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、避難指示解除対象区域の解除に向けた住民説明会を、町と国との共催で下記の日程のとおり開催いたします。町民の皆さまには、大変お忙しいところ恐れ入りますが、御出席いただきますようご案内申し上げます。

今回は、新型コロナウイルス感染防止対策として、出席者同士の身体的距離を確保して開催してまいります。また、マスクの着用、手指の消毒、氏名・居所・連絡先電話番号の受付名簿へのご記入、検温（出発前に自宅にて・会場入り口前）へのご協力をお願いいたします。

月 日	時 間	場 所	
5月12日	10:00~12:00	双葉町	双葉町産業交流センター 1階大会議室 双葉町大字中野字高田1-1 ☎0240-23-7212
5月13日	10:00~12:00	福島市	サンライフ福島 2階(大研修室) 福島市北矢野目字檀ノ腰6-16 ☎024-553-5529

次ページへ続きます 

月 日	時 間	場 所	
5月14日	10:00～12:00	宮城県 仙台市	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口 6階(ホール6C) 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15 ソラプラザ ☎022-200-2618
5月19日	10:00～12:00	白河市	白河市立図書館 1階(中会議室1・中会議室2) 白河市道場小路96-5 ☎0248-23-3250
5月20日	10:00～12:00	郡山市	福島県農業総合センター 1階(多目的ホール) 郡山市日和田町高倉字下中道116 ☎024-958-1700
5月21日	10:00～12:00	新潟県 柏崎市	柏崎市産業文化会館 2階(第2会議室) 新潟県柏崎市駅前2-2-45 ☎0257-21-0010
5月24日	10:00～12:00	東京都 千代田区	全国町村会館 2階(ホールA) 東京都千代田区永田町1-11-35 ☎03-3581-6767
5月25日	10:00～12:00	茨城県 つくば市	つくば国際会議場 4階(中会議室406) 茨城県つくば市竹園2-20-3 ☎029-861-0001
5月26日	10:00～12:00	いわき市	いわき市労働福祉会館 3階(中会議室1・2) いわき市平字堂ノ前22 ☎0246-24-2511
6月1日	10:00～12:00	埼玉県 加須市	大利根文化・学習センター「アスタホール」 多目的ホール 埼玉県加須市旗井1461-1 ☎0480-72-1023
6月4日	10:00～12:00	いわき市	復興公営住宅勿来酒井団地(集会所) いわき市勿来町酒井青柳8-2 ☎0246-84-5206(住民生活課)

特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する 住民説明会の開催について

国（原子力災害対策本部・復興推進会議）では、令和3年8月に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定しました。

本方針は、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める」という内容です。

については、今後予定している御意向確認の内容も含む今後の進め方についての説明会を開催しますので、特に拠点区域外に御自宅等があられた町民の皆さまには、大変お忙しいところ恐れ入りますが、御出席いただきますようご案内申し上げます。

次ページへ続きます 

今回は、新型コロナウイルス感染防止対策として、出席者同士の身体的距離を確保して開催してまいります。また、マスクの着用、手指の消毒、氏名・居所・連絡先電話番号の受付名簿へのご記入、検温（出発前に自宅にて・会場入り口前）へのご協力をお願いいたします。

月 日	時 間	場 所	
5月12日	13:00～15:00	双葉町	双葉町産業交流センター 1階大会議室 双葉町大字中野字高田1-1 ☎0240-23-7212
5月13日	13:00～15:00	福島市	サンライフ福島 2階(大研修室) 福島市北矢野目字檀ノ腰6-16 ☎024-553-5529
5月14日	13:00～15:00	宮城県 仙台市	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口 6階(ホール6C) 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15 ソラプラザ ☎022-200-2618
5月19日	13:00～15:00	白河市	白河市立図書館 1階(中会議室1・中会議室2) 白河市道場小路96-5 ☎0248-23-3250
5月20日	13:00～15:00	郡山市	福島県農業総合センター 1階(多目的ホール) 郡山市日和田町高倉字下中道116 ☎024-958-1700
5月21日	13:00～15:00	新潟県 柏崎市	柏崎市産業文化会館 2階(第2会議室) 新潟県柏崎市駅前2-2-45 ☎0257-21-0010
5月24日	13:00～15:00	東京都 千代田区	全国町村会館 2階(ホールA) 東京都千代田区永田町1-11-35 ☎03-3581-6767
5月25日	13:00～15:00	茨城県 つくば市	つくば国際会議場 4階(中会議室406) 茨城県つくば市竹園2-20-3 ☎029-861-0001
5月26日	13:00～15:00	いわき市	いわき市労働福祉会館 3階(中会議室1・2) いわき市平字堂ノ前22 ☎0246-24-2511
6月1日	13:00～15:00	埼玉県 加須市	大利根文化・学習センター「アスタホール」 多目的ホール 埼玉県加須市旗井1461-1 ☎0480-72-1023
6月4日	13:00～15:00	いわき市	復興公営住宅勿来酒井団地(集会所) いわき市勿来町酒井青柳8-2 ☎0246-84-5206(住民生活課)

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206

令和5年度 双葉町職員採用候補者試験 受験案内

(令和5年4月1日採用予定) SPI方式

5月2日HP更新

受付期限

5月27日(金)

- 書類審査の合格者は、民間企業の採用試験で広く採用されている「SPI3」を使用した筆記試験を受験します。
- SPI3試験は、リクルートが運営する全国のテストセンターで受験が可能です。
- 公務員試験の勉強をしていない方でも、受験しやすい試験です。
- 受験の受け付けには、リクナビ2023への会員登録が必要になります。

▶ リクナビ双葉町ページ会員登録はこちら

<https://job.rikunabi.com/2023/company/r566262013/>

試験職種と採用予定人員

職種	行政職	土木職・農業土木職	建築職	保健師	学芸員
採用予定人員	5人程度	若干名	若干名	若干名	若干名

受験資格

行政職 (大卒程度採用試験)	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
土木職・農業土木職	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者であって、大学、短期大学、高等専門学校または大学院で、土木または農業土木に関する専門課程を修めて卒業または修了した者（令和5年3月31日までに卒業する見込みの者を含む）
建築職	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者であって、大学、短期大学、高等専門学校または大学院で、建築に関する専門課程を修めて卒業または修了した者（令和5年3月31日までに卒業する見込みの者を含む）
保健師	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者であって、保健師資格免許所有者または令和5年4月までに取得見込みの者
学芸員	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者であって、学芸員資格を有する者または令和5年4月までに取得見込みの者

次ページへ続きます 

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

試験の方法および内容

区分	試験の方法	試験内容
第1次試験	リクナビOpenES「エントリー兼履歴書」による書類審査	
第2次試験	SPI3-U	基礎能力検査（言語・非言語）、性格検査 <受験の流れ> ①リクナビサイト上でテストセンターの予約を行う。 ②自宅などで性格適性検査を受験する。 ③テストセンターで基礎能力検査を受験する。
第3次試験	論文 個別面接	公務員としての資質など、職員として求める人物を評価する試験

試験の期日および場所

区分	試験日時	場所	合格発表
第1次試験	書類審査となります。		6月上旬
第2次試験	6月14日～28日	リクルートが運営する全国のテストセンター	7月上旬
第3次試験	日時・場所など詳細は、第2次試験合格者に通知します。		8月上旬

※ 各試験の結果は、リクナビ2023サイト内で通知、または「エントリーシート兼履歴書」に記載の電子メールアドレスへ送信します。

合格者の採用

合格者は採用候補者名簿に記載され、令和5年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。（この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です。）

例えば、令和5年4月1日付けで採用された場合、最低でも令和5年9月30日までの期間は条件付職員として、役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、令和5年10月1日以後になります。また、この条件付採用職員の期間に役場職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。

注意 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

次ページへ続きます 

受験申し込み

- ① 「リクナビ2023」へ会員登録をする。
- ② 「リクナビ2023」から「双葉町」で検索し、双葉町役場のページから「プレエントリー」をする。
- ③ プレエントリーいただいた方に対して「エントリーシート兼履歴書」の登録依頼メッセージをリクナビ上で送信しますので、登録期限までに登録してください。

試験結果の開示

試験の結果については、双葉町個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で請求できます。（SPI3のみの得点は、利用規約に基づき、結果の開示はできません。）

ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類（運転免許証、学生証、旅券など）を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町いわき事務所総務課へお越しください。

なお、請求できる時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日、祝日を除く）で、期間は合格発表の日から起算して1カ月以内となっています。

問い合わせ

総務課 行政係

TEL 0246-84-5201



ワクチン・検査パッケージ等のための PCR検査所について

感染不安を感じる無症状の方を対象とした無料検査（PCR検査または抗原定性検査）は**5月31日**まで受けられます。

三条市内では、燕三条地場産業振興センター メッセピアのほか、民間薬局等※でも検査を受けられます。

※検査を受けられる民間薬局等については、浜通り×さんじょうライフ4月27日号や、下記新潟県ホームページをご覧ください。

▶ ワクチン・検査パッケージ等のためのPCR検査所について
（新潟県ホームページ）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/pcrpackage.html>



新潟県三条地域振興局農業振興部 会計年度任用職員（一般）を募集します

- 勤務地 新潟県三条地域振興局農業振興部（三条市興野1丁目13番45号）
- 募集期限 5月20日（金）
- 考查日 5月25日（水） ※時間は別途電話連絡します。
- 任用期間 原則6月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで
※勤務成績が良好で、当該会計年度任用職員の職が継続される場合には、2回まで再度任用する場合があります。
- 募集人数 1人
- 業務内容 パソコンを用いた簡単な資料作成、データ入力、文書の収発、帳票や図面の作成および窓口対応などの補助的業務に従事します。

1 応募の要件など

- (1) 年齢、学歴は問いませんが、一定の事務経験を有し、パソコンの基本的な操作ができることが望ましいです。
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 考查の実施

- (1) 考查日 5月25日（水） ※受付時間は、別途個別に連絡します。
- (2) 会場 新潟県三条地域振興局 1階 ミーティングルーム
- (3) 選考考查の方法
 - ア 受付後に、宣誓書に記入していただきます。
 - イ 会計年度任用職員（一般）の職務への適性などについて、一人ずつ面接考查を実施します。

次ページへ続きます 

(4) 受験に当たっての注意事項

- ア 当日は、受付時間までに直接会場においでください。遅刻者は受験できません。
- イ 鉛筆、消しゴム、黒のボールペンを必ず持参してください。
- ウ ごみは、各自持ち帰ってください。

(5) 合否の通知 5月下旬に、受験者全員に文書で合否を通知します。

3 個人情報の開示について

この考査の結果については、新潟県個人情報保護条例第25条の規定に基づき、次のとおり口頭で開示請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接開示場所へおいでください。なお、電話による請求はできません。

- (1) 開示請求できる人 選考考査の受験者
- (2) 開示内容 選考考査の総合ランク
- (3) 開示期間 選考考査の結果(合否)通知日から1か月間
- (4) 開示時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 開示場所 新潟県三条地域振興局農業振興部庶務課

4 勤務条件

(1) 勤務時間等

- ア 勤務日 月曜日から金曜日まで
- イ 勤務時間 1日5時間50分（午前9時10分から午後4時まで）

(2) 報酬 日額 6,190円（正規職員の給与改定に連動して改定されます。）

(3) 通勤に要する費用 正規職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内で支給

(4) 正規職員と同様に、守秘義務（職務上知り得た秘密を守る義務）などの地方公務員法の規定が適用されます。

5 申込手続

(1) 申込方法

次のいずれかの方法で、申込書類を下記(4)の申込先まで持参または郵送してください。

ア ハローワークを通じて申し込む場合

- (ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの
- (イ) ハローワークから交付される紹介状

次ページへ続きます 

イ 県に直接申し込む場合

市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの

※面接時間を電話で連絡しますので、履歴書には連絡先の電話番号を必ず記載してください。

※郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（一般）採用選考考査申込」と朱書きしてください。

※インターネットやメールなどで、直接申し込むことはできませんので、必ず持参または郵送で提出してください。

(2) 申込受付期限 5月20日（金） ※郵送の場合は、5月20日（金）必着

(3) 持参の場合の申込受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日および祝日を除きます。

【問い合わせ先および申込先】

新潟県三条地域振興局 農業振興部 庶務課 庶務係

〒955-0046 三条市興野1丁目13番45号

TEL 0256-36-2270



基本的感染対策実施

新型コロナ

県民の皆様へのお願い

- ・手洗い 手指消毒 3密回避 マスク着用 の徹底
- ・体調不良時は
飲み会やイベントの不参加を徹底
(家族が濃厚接触者や体調不良の場合なども不参加)
- ・家庭内でもこまめな換気を

早めのワクチン接種をお願いします
5歳～11歳のワクチン接種も始まっています

三条市に避難している
世帯数と人数(2022.5.11現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511